

議案第73号

飯能市消防団条例の一部を改正する条例（案）

飯能市消防団条例（平成24年条例第34号）の一部を次のように改正する。
第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第7条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 省略</p>